

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団幸寿会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県島原市蛭子町二丁目934番地1

(3) 設立認可年月日 平成27年 2月25日

(4) 設立登記年月日 平成27年 3月 9日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	島原こころの クリニック	4200000730	長崎県島原市蛭子町二 丁目934番地1	一般病床 0床 療養病床 0床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- (3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年5月22日 令和5年度決算の決定

令和6年3月15日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団 幸寿会
所在地 長崎県島原市蛭子町二丁目 9 3 4 番地 1

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 6年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	124,109	I 流 動 負 債	6,823
II 固 定 資 産	57,311	II 固 定 負 債	857
1 有 形 固 定 資 産	18,119	負 債 合 計	7,680
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	39,192	科 目	金 額
		I 基 金	17,762
		II 積 立 金	155,978
		(うち代替基金)	0
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	173,740
資 産 合 計	181,420	負債・純資産合計	181,420

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団 幸寿会
所在地 長崎県島原市蛭子町二丁目 9 3 4 番地 1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	169,636
2 事業費用	159,585
本来業務事業利益	10,051
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	10,051
II 事業外収益	1,517
III 事業外費用	3
経常利益	11,565
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	11,565
法人税等	2,023
当期純利益	9,542

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人社団 幸寿会
所在地 長崎県島原市蛭子町二丁目 9 3 4 番地 1

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 6年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	181,420 千円
2. 負 債 額	7,680 千円
3. 純 資 産 額	173,740 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	124,109
B 固 定 資 産	57,311
C 資 産 合 計 (A + B)	181,420
D 負 債 合 計	7,680
E 純 資 産 (C - D)	173,740

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 幸寿会

理事長 川口 哲 殿

私は、医療法人社団幸寿会の令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年5月15日

医療法人社団幸寿会

監事 廣田 祥理

